

RIETI政策シンポジウム
『新しい公共』の担い手としてのサードセクター：
各法人形態の現状とサードセクター構築への課題
プレゼンテーション資料

2012年7月31日

田島 誠一
社会事業大学教授/財団法人日本老人福祉財団理事長

社会福祉法人の 現状と問題

田島誠一

社会福祉法人の誕生(1952. 社会福祉事業法)

➤ 誕生の背景には公益法人の問題

「従来の社団法人、財団法人には・・・社会的信用や事業の健全性を維持する上において遺憾な点があり・・・**純粹性を確立するために、特別法人としての社会福祉法人の制度を設けることとしたものである**」

木村忠二郎（法制定時の厚生省社会局長）「社会福祉事業法の解説」（時事通信社、1951年）、この著書では経営基盤強化のため合併を推奨

➤ 措置制度と連動して発展

- ・福祉サービスの受給要件、サービスの開始等を行政権限としての「措置」により提供する制度が福祉諸法の成立とともに普及
- ・昭和40年代以後福祉施設の増設と共に、**措置制度の独占的受託先**としての地位を獲得

社会保障審議会勧告による法人制度創設の趣旨

ここに、社会福祉とは、国家扶助の適用を受けている者、身体障害者、児童、その他援護育成を要する者が、自立してその能力を発揮できるよう、必要な生活指導、更生補導、その他の援護育成を行うことをいうのである。

国、都道府県及び市町村は、この目的を達成するために必要な施設を設け、その分布の合理化と整備拡充を図る必要がある。また、社会福祉に関する業務に従事するに必要な専門的知識及び技能を有する職員の養成確保に努めなければならない。

同時に、民間社会事業に対しても、その自主性を重んじ、特性を活かすとともに、特別法人制度の確立等によりその組織的發展を図り、公共性を高めることによって国及び地方公共団体が行う事業と一体となって活動しうるよう適当な措置をとる必要がある。

(社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」 第4編社会福祉、昭和25年10月16日)

福祉諸法の制定

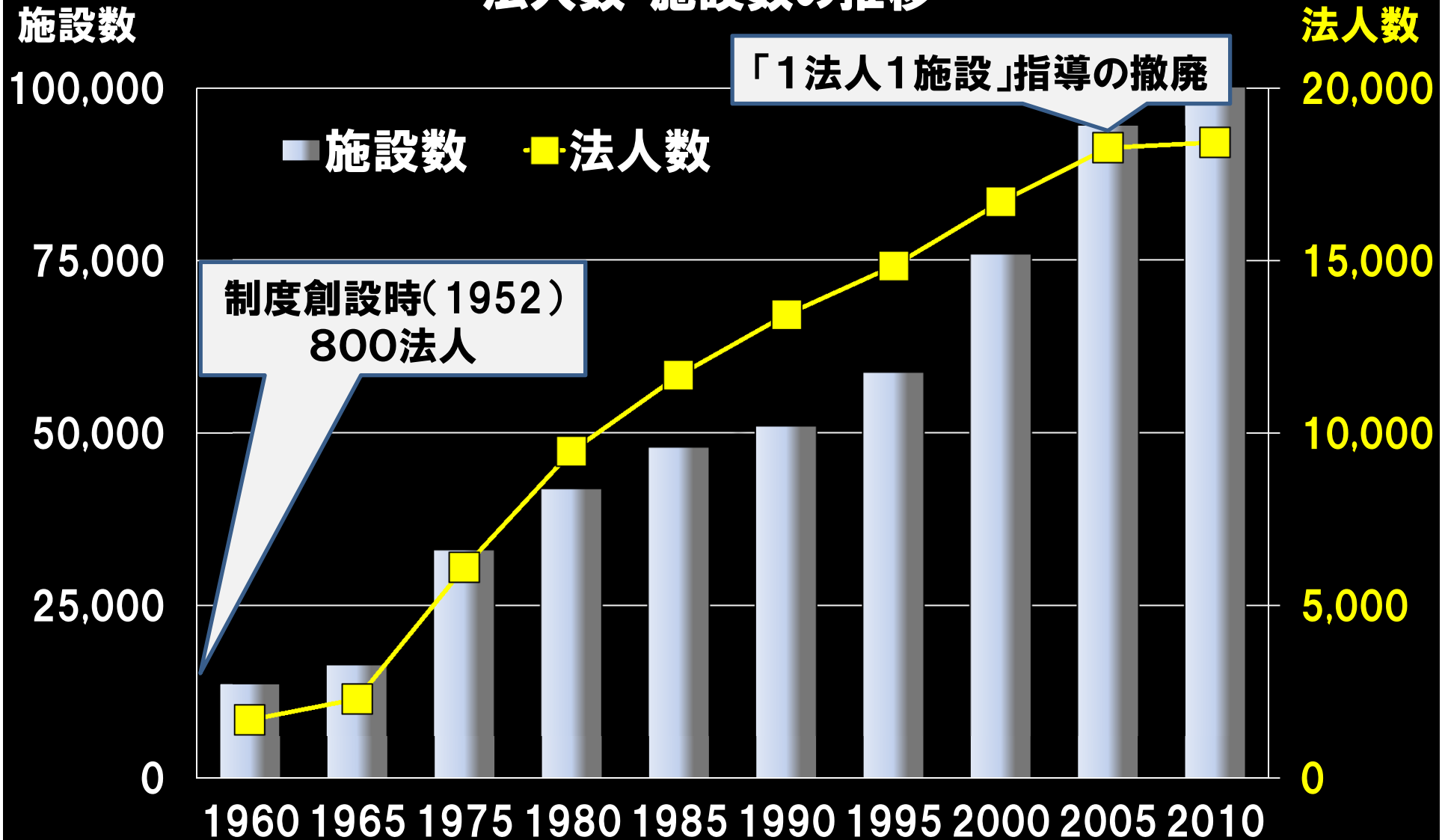
1946年	(旧)生活保護法	
1946年	憲法	健康で文化的な最低限度の生活を保障
1948年	児童福祉法	
1950年	生活保護法	
1950年	身体障害者福祉法	
1951年	社会福祉事業法	2000年社会福祉法に法名改正
1960年	精神薄弱者福祉法	1999年知的障害者福祉法に法名改正
1963年	老人福祉法	
1964年	母子および寡婦福祉法	

社会福祉法人制度創設

- 法律が整備され、施設福祉の実施体制が形成
- 同時に、措置制度に基づく社会福祉法人への独占的委託体制、施設整備を支える補助金、施設運営委託費としての措置費支弁なども「充実」

福祉制度の発展とともに社会福祉法人は増加

法人数・施設数の推移



厚生労働省「社会福祉施設調査」「介護サービス施設・事業所調査」等より筆者作成

社会福祉法人の独占 成立と(解体)

社会福祉事業法の施行(1952)

措置制度創設(福祉諸法)

(1960~70年代) 社会福祉施設の急激な増 / 措置制度の充実
⇒社会福祉法人は措置の独占的委託先としての地位を確立

(80~90年代) 措置→契約論が台頭
→在宅介護・在宅入浴に「民間(営利)事業者の一部参入(1988)」
→保育所措置の文言消失(1997)
→老人介護センターなどに営利事業参入

介護保険法施行(2000)

→介護保険居宅サービスへ営利企業参入
→その後、障がい者居宅サービス、保育所経営等へ拡大

社会福祉法人の現状

(サービスのシェア)

●高齢者介護

- ・居宅サービス給付のシェアは41%（`01）から24%（`10）
- ・特別養護老人ホームは民間算入制限（独占の継続）

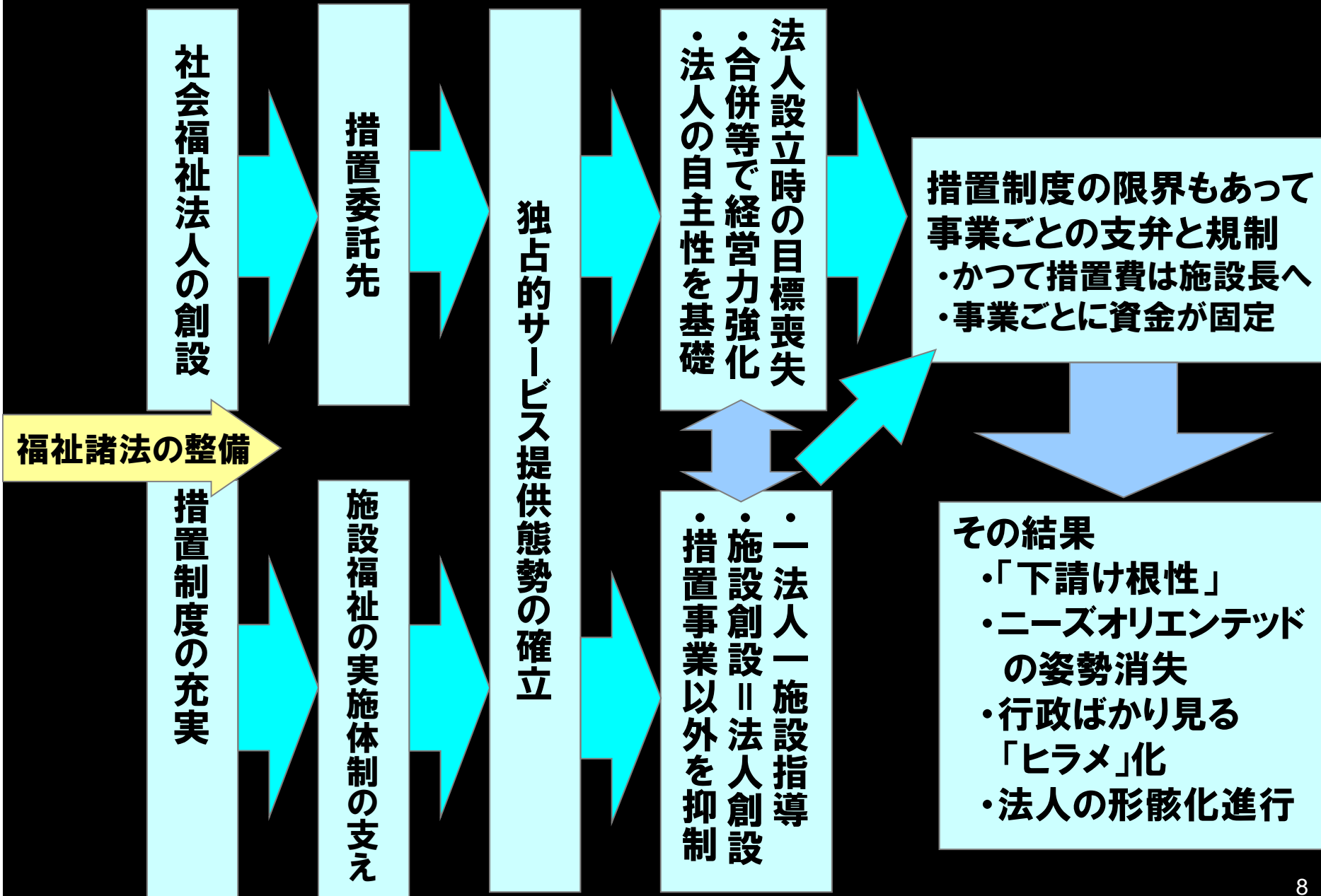
●保育

- ・認可保育所ではその他の法人（営利企業含む）は5%
- ・東京都などの認証（認定）保育所では、営利企業が圧倒

●障がい

- ・施設系サービスは、社会福祉法人が圧倒
- ・居宅サービスのうち「訪問型」は営利企業が優勢
⇒居宅介護（54%）、重度訪問介護（56%）

法律・制度の「充実」が福祉法人経営に与えた影響

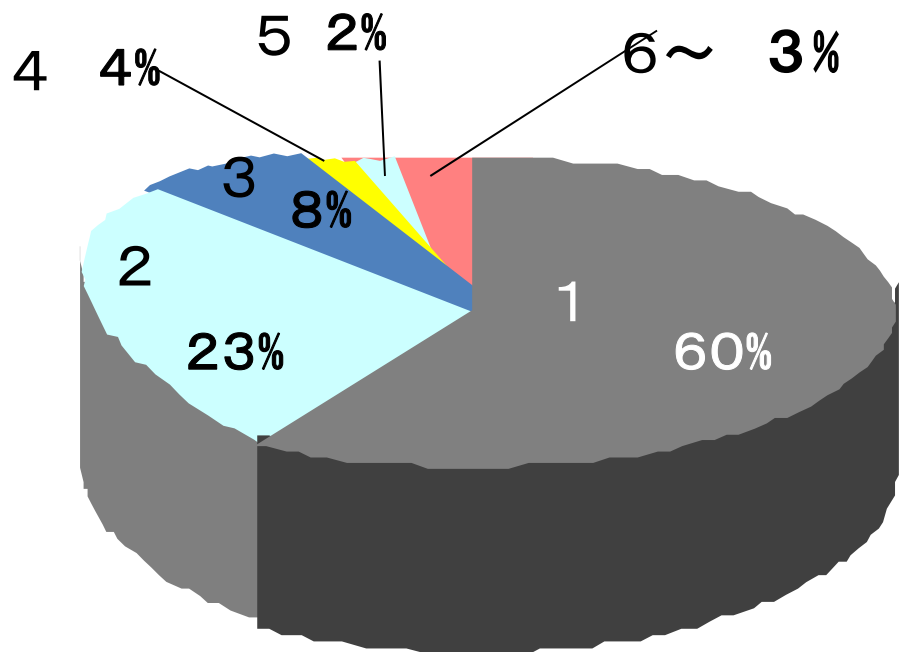


現在の社会福祉法人が抱える主な問題点

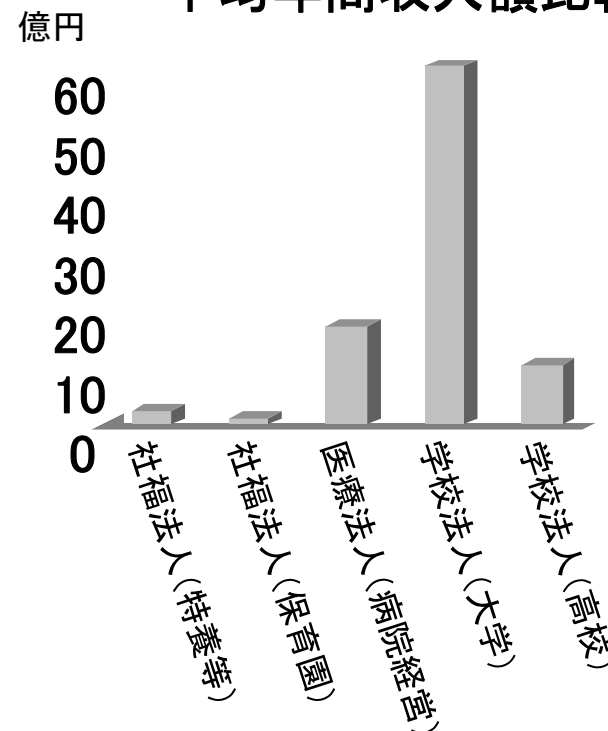
①規模が小さく経営基盤が脆弱

(福祉施設経営協調査による)

法人が経営する施設数 (第1種施設)



平均年間収入額比較



- 特定非営利活動法人よりは規模が大きいが学校法人、医療法人に比べると規模が小さい (RIETI調査も同様の結果)
 - ⇒ 家族・親族の奉仕的な労働に頼らざるを得ない
 - ⇒ 土地、建物の一部を寄附で賄ってきた ⇒ 結果的に同族的経営
 - ⇒ 財政基盤が弱い、環境変化に対応しにくい...

②クオリティ・マネジメントが弱い

制度下ビジネスのため、質の向上意欲が薄い

⇒新たなサービス開発ができない

⇒極端な場合は「経営＝人件費圧縮」に

③ガバナンスが不十分

・規模が小さいためもあり、実質経営者が不在

⇒理事長や理事が無給

・名目的、「あて職」な理事構成が常態

⇒結果として「お仲間」的役員構成となる

・措置事業のみ、介護事業のみ、保育事業のみの法人には、
には評議員会が不要

・持ち分が無いにも関わらず、家族経営が多い・・・「地主制」

④官の関与が強い

・「天下り」・・・実質的な官立法人多い、行政手続き上の便宜を期待して「招聘」⇒役員・施設長等の指定席化

RIETI調査から見える社会福祉法人像

①事業規模は少数で小地域を対象

- ・事業所数の平均は3.6、中央値は2.0
- ・拡大志向が低い...1市区町村(53.2%)複数市区町村(37.9%)

②職員規模は中央値よりやや低いが、職員の雇用育成環境は良い

- ・平均常勤職員60名(平均82名)
- ・就業規則、退職金制度などの整備状況はトップクラス
- ・「研修制度あり」はトップ

③組織の設立時、国、都道府県、市町村からの支援を受けている

- ・平均値を上回っている...施設整備費等の影響で当然ともいえる

④情報公開は満足ではない

- ・定款、事業報告、決算報告とも低い
- ・とりわけホームページでの公開状況は悪い

★開示義務は果たすが、「望ましい」には対応しない

⑤支出総額のうち直接人件費の占める割合が調査法人中最も高い

- ・平均値で66.8%、中央値では69.3%

社会福祉法人の歩むべき道

①公益性の発揮

- ・サービスの質の向上

→利用する側とサービスを提供する側との対等な関係を原点に、利用者を中心にした総合的・職種横断的なサービス提供を行う

②非営利性の徹底

- ・利益は必要だが、目的ではない →社会的な大義に使用する

←内部留保が大きい特養ホームほど減免未実施（財務省予算執行調査）

（例）職員給与を改善し、勤務の継続性・事業の持続性を高める

③地域における福祉文化を醸成

④経営の近代化、法人のガバナンスの確立

- ・「地主制」をもとにした前近代的経営から脱却、連携合併も